

米輸銀の認可更新を巡る動き “National Security Weapon” or “The swampiest agency in town”

I. 急遽充足された理事定足数 – 漸く\$10million 超えの承諾が可能に

長らく放置された定足数不足の問題が政権の働きかけで充足。米輸銀支持に舵を切るトランプ政権。

4 年前の 2015 年 6 月、米輸銀は下院共和党議員を中心とする米輸銀存続反対派の動きを受けて設立認可が失効、業務停止に追い込まれた。同年 12 月漸く設立認可は再承認されたが、今度は上院が理事の承認手続きを行わず、理事定足数が満たない状態が続いた。米輸銀の理事数は 5 名。決裁に必要な定足数は 3 名である。認可は再承認されたものの、定足数の不足が理由で理事会決裁が必要な 1,000 万ドルを超える案件が承諾できず、この期間にオリジネーションの金額・残高ともに激減することとなった。

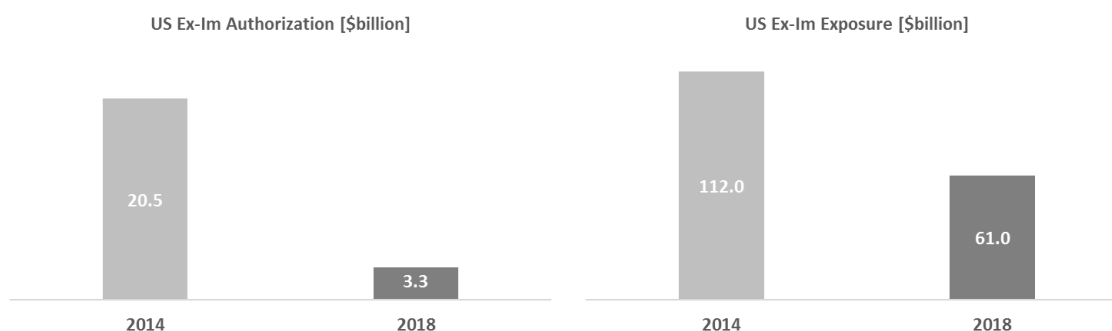
トランプ大統領は当初米輸銀に対して批判的であったが、中国との競合への対応や輸出拡大の要請を背景に上院の議会共和党に対する働きかけを強めた。今年 3 月より上院銀行委員会で理事候補の審議が進み、5 月に入り 3 名の理事が上院で承認され、2015 年の認可再承認から 4 年近く経って漸く米輸銀は本来の機能を取り戻すこととなった。この間、政権幹部（クドロー国家経済会議委員長・ナヴァロ大統領補佐官・ロス商務長官）が口を揃えて米輸銀のフル稼働の必要性を訴えた。

II. 米輸銀について

2015 年の業務停止を切欠に激減している承諾額と残高。

米輸銀は遡れば 1934 年、ソ連・キューバ向け融資の為にルーズベルト大統領の大統領令で設立された機関である。その後、1945 年の輸銀法で独立省庁となり、以降同法に拠る更新（再承認）型認可（Renewable Statutory Charter）が交付され、これに基づいて事業が行われることとなった。業務には OECD ガイドラインに沿う輸出信用・保険引き受け・短期の運転資金貸付等が含まれ、民間と競合せず補完する分野での業務が原則となる。最近では 2015 年の認可失効や、その後理事承認がされなかった影響を受けて、承諾（Authorization）額は 14 年対 18 年で 205 億ドルから 33 億ドルに激

減。新規承諾比で回収が進んだ為に残高も 1,120 億ドルから 610 億ドルと半額近くまで減少している。



中国を始めとした非 OECD 加盟国からの輸出 信用の増加

前述の通り、トランプ大統領は過去米輸銀については前向きではなかった。彼が 2017 年最初に米輸銀総裁に指名したのは過去米輸銀解体を主張していたギャレット元下院議員（共和：ニュージャージー）であり、当時は保守派の意見を受けて米輸銀改革（縮小）に軸足を置いていたはずだ。ところがギャレット元議員が上院で否認される 17 年後半辺りから、中国への対抗・輸出促進という発想に傾いていったものと思われる。（2017 年の中国の輸出信用実績 363 億ドルの数値を見れば、中国企業が低利で優位に案件を獲得し、米企業が不利な立場にあるという説明が自然に浸透したとしても不思議はない。）ボーイング利権を抱える一部民主党議員を勘案して現体制では数少ない超党派の案件に仕立てられるという政治的な計算もあっただろう。



白抜きは OECD 非加盟国

III. 理事定足数が充足してもあと 3 ヶ月足らずで現行の認可が期限切れ

公表から 3 営業日で決議
見送りとなった法案

超党派を目指す幹部。と
ころが米輸銀推進派であっ
た民主党内で意見統一が
図れず。

定足数を満たす人数の理事が承認された一方で、現行の設立認可期限は今年 9 月に到来する。期限までに認可再承認の法案が成立せねば再び業務が止まってしまうのだが、この法案の審議が下院で滞っている。6 月 21 日、下院金融サービス委員会の両党幹部の合意を経て法案が提案されたが、26 日には自党からの強い反発を受けたウォーターズ委員長（民主：カリフォルニア）が審議差し止めを宣言する事態となった。

法案は超党派での可決を目指し、民主・共和両党に関心がある項目を盛り込んだ内容となったが、米輸銀の業務拡大を目指す一部民主党議員からは上限引上げの少なさや共和党側が主張した中国案件への制限に対する懸念が表明された一方で、若手急進左派議員からは化石燃料への制限がないこと等環境問題への取り組みの弱さへの不満が噴出した。

下院で提案された米輸銀認可再承認に係る法案主要項目

認可期間	7 年（現行は 4 年）
新名称	United States Export Finance Agency (USEFA)
エクスポージャー枠	上限を現行 \$ 135 bil から段階的に 2026 年までに \$ 175 bil に引上
理事関連	90 日超の定足数不足継続時に上院承認済の政権幹部が就任 （上限\$25million）
主要輸出者の開示	20%超の残高使用の輸出企業等に対して、経営・従業員・ビジネス の公平さ、小規模事業貢献度、雇用創出度等に係る追加開示
小規模事業向割合	現行目標の 25%から 30%に引上げ
マイノリティ配慮	女性・マイノリティ・自治州（プエルトリコ等）への取組み強化
環境配慮	再生可能エネルギーへの一定以上の取り組み
中国向けの制限	\$ 25 million 超の中国 SOE 向案件は USTR の事前承認。一帯一路 案件・軍事諜報・人権侵害等関連の SOE 案件への取組禁止

IV. 米輸銀存続の議論が紛糾する背景

一部産業界は米輸銀の
理事定足数充足・再開の
動きを歓迎。

今回の理事承認、更に認可再承認期限が近づいている事を受けて米輸銀に関する議論が高まっている。全米製造業者協会はアメリカの製造業の発展や他国、とりわけ中国と公正に競争していく為には米輸銀の安定した認可が必須であるとして、早期解決を議会に働きかけている。国際経済ピーターソン研究所のフレッド・バ

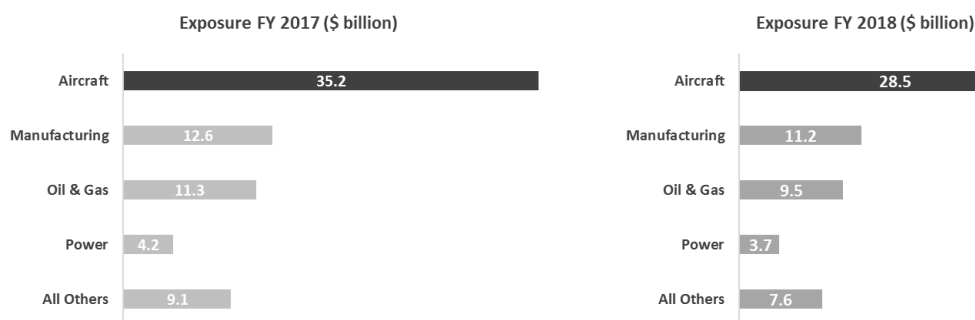
一筋縄ではいかないアメリカ政治。伝統的に米輸銀を認めない層が存在。

ーグステンは「中国の、公的金融機関融資を通して自国企業を保護するやり方を見れば、それと伍して競合する為に米輸銀の業務を「再開」するだけでは足りず「急発進」させるべきだ」と発言。現行の1,350億ドルのエクスポージャー枠を3倍~5倍にすべきと主張した。実際に中国始めとした他国はGDP比3%超の輸出信用の枠（韓国は9%）を保持しており、その水準をアメリカのGDP20兆ドルに乗ずれば6,000億ドル、現行の4倍強になる。クドロー国家経済会議委員長は中国に対抗する意味をこめて、米輸銀を『National Security Weapon』とし、その強化を呼びかけた。

一方でトランプ大統領支持層である共和党保守派は米輸銀に対して否定的だ。彼らは米輸銀を縁故資本主義（Crony Capitalism）や企業助成政策（Corporate Welfare）の象徴として非難的にしてきた。詰まり国民の税金を融資・保証でリスクに晒す一方でボーイング・GE・キャタピラー等の特定企業を政府が偏頗的に優遇している（大企業保護）という批判である。残高が集中していることで、米輸銀＝ボーイング銀行と揶揄する向きもある。

上院の理事承認手続きが始まった5月2日、Heritage Action for Americaを始めとした保守系の18団体が、現行期限の9月で認可再承認せず米輸銀を廃止すべきという意見書を提出している。こうした意見を持つ層は米輸銀を『The swampiest agency in town』と呼ぶことを憚らない。そしてトランプが「Drain the swamp」を謳って当選したのに公約を守っていないと主張する。

産業別のエクスポージャー額（17年/18年比較）



産業界全体が米輸銀を支持するわけではない。

米輸銀による海外の買い手への信用補完や低利融資を、アメリカの輸出業者は歓迎するが、同じ商品を購入するアメリカ企業の目にはこれが不公平に映る。航空機を輸出するボーイングは米輸銀推進派だが、ボーイングの機体を購入しても米輸銀の低利融資を受けられないデルタ航空は、外国企業を利するやり方として批判する。細かく見れば産業界が一枚岩ではないのも事実だ。

更に認可再承認の法案審議で噴出した新たな反対層。

9月末の期限が迫る中で再び米輸銀業務中断の恐れ

今回提出された米輸銀の認可再承認に関する法案に対して民主党の急進左派の民主党議員から反対の声が上がった。今回の法案は、マイノリティ・地方・自治州・女性への配慮、再生可能エネルギー促進の条件を盛り込む等、左派への配慮がされている様に見受けられるが、左派新人のオカシオ・コルテス下院議員（民主：ニューヨーク）やタリーブ下院議員（民主：ミシガン）は、これに不満とし、化石燃料案件への参画制限を要求している。米輸銀本格再開へのホワイトハウスや中道派議員の期待を見て、それを梃子に自分達の主張を通そうという政治的駆け引きだろう。

主要輸出者への開示要求や中国向け関する制限については、ボーイングを地元選挙区に抱える民主党議員から反対の声が上がっている。だが、これは縁故資本主義（大企業保護）を問題視し、中国に対する懸念を強める共和党議員にとっては譲れない項目だ。

6月26日の審議取り下げの後、下院金融サービス委員会のウォーターズ委員長は「諦めずに取り組む」と発言しているが、下院は7月最終週から9月第1週まで休会であり、審議にかけられる時間は限られている。その中で何らかの折り合いを付けられるかどうか予断を許さない。

以上/峰尾

本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、丸紅米国会社ワシントン事務所（以下、当事務所）はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。

本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当事務所は何らの責任を負うものではありません。

本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。

本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど(以下「情報」といいます)は、当事務所の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用および引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で、複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。